

地方独立行政法人市立吹田市民病院職員特殊勤務手当規程

平成 26 年 4 月 1 日規程第 309 号

平成 28 年 3 月 11 日改正

平成 30 年 11 月 9 日改正

令和 2 年 2 月 14 日改正

令和 2 年 6 月 3 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人市立吹田市民病院職員給与規程第 29 条の規定に基づき、職員の特務手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(特務手当の種類等)

第 2 条 特務手当の種類、支給基準及び金額は、別表のとおりとする。

2 事務局長、次長、室長（室の総括参事を含む。）及び参事（室に置かれるものに限る。）については、別表災害現場出勤手当の項の規定を除き、同表の規定は適用しない。

(委任)

第 3 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 11 日）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 11 月 9 日）

この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 14 日）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 3 日）

(施行期日等)

1 この規程は、令和 2 年 6 月 3 日から施行する。

2 改正後の地方独立行政法人市立吹田市民病院職員特務手当規程の規定は令和 2 年 2 月 1 日から適用する。

別表（第 2 条関係）

種類	支給基準	金額
医療業務特別勤務手当	診療・研究手当（医師に限る。）	
	1 給料割 月額	診療手当総額を基礎として理事長が定める額
	2 均等割 月額	診療手当総額を基礎として理事長が定める額 診療手当総額とは、1月につき、その月における病院収入調定額に100分の94を乗じて得た額の100分の3以内に相当する額をいう。
	3 文書割 1件	1,000円
	4 研究手当（理事長を兼務する職員のうち、対応する支給基準が無い場合は病院長を適用とする。）	
	病院長 月額	70,000円
	副院長、特任副院長 月額	70,000円
	診療局長 月額	70,000円
	主任部長 月額	60,000円
	部長 月額	60,000円
	副部長 月額	50,000円
	医長 月額	50,000円
	医員 月額	40,000円
	緊急勤務手当	
	医師が緊急医療業務に従事したとき	理事長が定める額
救急外来患者手当		
所定の勤務時間以外に救急		

	<p>外来にて診療したとき 患者 1 人あたり 1,500 円</p> <p>宿日直診療手当 医師が宿日直の診療業務に 従事したとき 勤務 1 回につき 14,000 円以内</p> <p>夜間看護等手当 所定の勤務時間による勤務 の一部又は全部が午後 10 時 から翌日の午前 5 時までの 間（以下「深夜」という。） において行われる看護等の 業務に従事したとき 勤務 1 回につき (1) その勤務時間が深夜の 全部を含む勤務である場 合 8,200 円 (2) その勤務時間が深夜の 一部を含む勤務である場 合 深夜における勤務時 間が 4 時間以上である場 合にあっては 4,300 円、2 時間以上 4 時間未満の場 合にあっては 3,900 円、2 時間未満の場合にあつて は 3,000 円とする。</p> <p>資格手当 資格を持つ助産師及び看護 師（給料表の職務の等級が 1 等級から 3 等級である職員 を除く） 月額 5,000 円</p>	
--	--	--

防疫等作業手当	新型コロナウイルス感染症患者の診療等に直接従事する職員	日額 4,000 円
	新型コロナウイルス感染症の疑いのある者の診療等に直接従事する職員	日額 3,000 円、陽性と判定された場合は 4,000 円
	新型コロナウイルス感染症患者のみを入院させるための病棟に勤務する職員	日額 4,000 円
	新型コロナウイルス感染症の病原体が付着している、又は付着している疑いのある物の処理に従事する職員	日額 3,000 円、陽性と判定された場合は 4,000 円
	新型コロナウイルス感染症の防疫等作業に関して理事長が必要と認める業務に従事する職員	日額 3,000 円
災害現場出動手当	重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に出動して非常災害対策業務に従事したとき	日額 1,040 円

備考 地方独立行政法人市立吹田市民病院再雇用規程第 2 条第 2 号に規定する再雇用短時間勤務職員にこの表を適用する場合における月額で定める特殊勤務手当の額は、

この表の規定にかかわらず、この表に定める特殊勤務手当の額に、地方独立行政法人市立吹田市民病院職員の勤務時間等に関する規程第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。